

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条

1. きぬがわ高原カントリークラブコテージの宿泊施設（以下「当コテージ」）を利用する宿泊客様（以下「宿泊客」）との間で締結する宿泊契約及びこれに付随・関連する契約は、この定型約款（本書において「本約款」）の定めるところによるものとし、本約款に定めない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。なお、当コテージが別途定めた利用規約等は本約款の一部を構成するものとします。
2. 当コテージが、慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当コテージの宿泊利用の申し込みをしようとする者は、次の事項を当コテージに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名（実名）及び連絡先の電話番号（又は携帯番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) その他当コテージが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当コテージはその申し出がなされた時点で新たな宿泊利用の申し込みがあったものとして処理します（したがって、例えば客室に空きがない場合には第4条2号により宿泊をお引き受けかねる場合があります。）。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当コテージが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当コテージが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当コテージは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき
2. 満室により客室の余裕がないとき
3. 当コテージおよびきぬがわ高原カントリークラブの行事と重なるとき
4. 事前に予約をしていないとき
5. 天災、天候その他やむをえない事情により、施設の利用ができないとき、又は当コテージもしくはきぬがわ高原カントリークラブが営業の中止を決定したとき
6. 偽名又は他人名義で予約又は宿泊の契約をしたとき

7. 宿泊しようとする者が暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、暴力団関係企業・団体等又はその関係者）及びその関係者と認められるとき
8. 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
9. 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行動を行ったと認められるとき
10. 宿泊しようとする者が伝染病であるとあきらかに認められるとき、又はその恐れがあるとき
11. 宿泊施設内の備品撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、従業員への誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等により、当コテージの運営の妨害及び信用を毀損する行為を行ったとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき、もしくはそれらの恐れがあるとき
12. 都道府県条例の規定に該当するとき

（宿泊客の契約解除権）

第 5 条

1. 宿泊客は、当コテージに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当コテージは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当コテージは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 7 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。宿泊客はこの処理について何らの異議を述べられないものとします。

（当コテージの契約解除権）

第 6 条

1. 当コテージは第 3 条第 1 項により宿泊契約が成立した場合であっても、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の①から⑨に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会勢力若しくはこれらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）又は暴力団関係者である場合
 - ② 暴力団等又は、暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員（取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。）、従業員、関係者等のうちに暴力団等の関係者がある場合
 - ④ 暴力団等に自己の名義を利用させるものである場合

- ⑤ 当コテージのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑥ 当コテージ又は当コテージの従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
 - ⑦ 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。又はその恐れがあるとき。
 - ⑧ 自然災害、大規模障害等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。又は安全かつ円滑な営業が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑨ 所定の場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当コテージが定める利用規則に従わないとき。
2. 当コテージが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ宿泊サービスの提供を何ら受けていない場合には、宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当コテージのフロントにおいて、次の事項を登録し提供していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名(実名)・住所及び連絡先の電話番号(又は携帯番号)
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートのコピー
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当コテージが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条

1. 宿泊者が、当コテージの客室をご使用できる時刻は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発を除き、終日使用することができます。
2. 出発日の午前10時を越えて当コテージに滞在される場合には、宿泊料金の100%をお支払いいただきます(延泊をご希望の宿泊者は、チェックアウトタイムまでにフロントへその旨をお申し入れいただき、当コテージが承諾した場合には、延泊が可能となります。この場合の延泊料金は、当コテージが延泊を承諾したときにお支払いいただきます)。
3. 前各項にかかわらず、当コテージは、各プランによって定められたチェックインタイムおよびチェックアウトタイムを変更する場合があります。

(利用規則の遵守)

第9条

宿泊客は、当コテージ内においては、館内及びホームページに掲載した利用規則に従っていただきます。

(客室の使用時間)

第 10 条

1. 当コテージの主な施設等の営業時間は、客室内に備え付けのパンフレット等や各所の掲示等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には予告なく変更することがあります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払)

第 11 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、以下に掲げるところによります。

		内訳
宿泊客が支払うべき 総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料)
	追加料金	飲食及びその他の利用料金
	税金	消費税等法令により規定される諸税

注 1 宿泊料金は、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

注 2 子供料金は小学生以下に適用します。小学生は大人料金の 80%で大人に順ずる食事と寝具を提供します。未就学児は無料ですが食事や寝具が必要な場合は別途ご料金を頂戴いたします。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、日本円または当コテージが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当コテージが請求した時、きぬがわ高原カントリークラブフロントにおいてお支払いいただきます。
3. 当コテージが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当コテージの責任)

第 12 条

1. 当コテージは、宿泊契約及びこれに付随・関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当コテージの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第 13 条

1. 当コテージは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当コテージは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設が斡旋できないときは、別表第 1 記載の違約金 (無連絡) 相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は宿泊客の損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当コテージの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条

1. 宿泊客の物品または現金並びに貴重品はお預かりいたしません。
2. 必要限度を著しく超えた現金、その他高価品（以下「高価品」という）の当コテージへの持ち込みは慎んでください。高価品の紛失・盗難に関して、当コテージは一切責任を負いません。
3. 金銭その他貴重品（以下「貴重品」という）は各自の責任において保管してください。盗難等の事故による損害は、当コテージは故意または重大な過失（以下「故意等」という）がない限り一切責任を負いません。
4. 宿泊客はゴルフプレー当日のゴルフ場営業時間内に限り、ゴルフ場のセーフティボックスをご利用いただけます。但し、貴重品等を預けられる場合は、ご利用時間中は宿泊客の占有と同等であり、収容物に関しては宿泊客の責任において管理していただきます。従ってセーフティボックス内の保管品については当コテージに故意等がない限り補償等一切責任を負いません。
5. 宿泊客が、当コテージ内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品について、当コテージの過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当コテージは、その損害を当コテージが付保している保険契約における保険金の範囲内において賠償します。ただし、当コテージに故意または重過失があった場合にはこの限りでないものとします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当コテージに到着した場合は、その到着前に当コテージが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当コテージに置き忘れられていた場合は、当コテージは原則として所有者からの照会の連絡を待ち、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の連絡および指示がない場合は、発見日から3か月を保管期間といたします。本人の所持品であることを証明して期間内にお引き取り下さい。返却に要する一切の費用は宿泊客の負担となります。3ヶ月経過後（開封未開封に関わらず消費期限を有する飲食物・たばこ・雑誌・下着等は発見の翌日）処分いたします。遺失物法（平成 18 年法律第 72 号）第 4 条 1 項但書の禁制品等、同 17 条の高額な物件及び第 35 条 2～5 号記載の個人情報関連物件については警察署長へ提出いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当コテージの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第 16 条

1. 宿泊客が当コテージの駐車場をご利用になる場合、当コテージは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
2. 当コテージ敷地内の駐車場および進入路（外部道路含む）における、自然災害を含む自動車事故および車内の物品についての盗難、損傷については、当コテージは一切責任を負いません。

（宿泊客の責任）

第 17 条

宿泊客の故意又は過失により当コテージが損害を被ったときは、当該宿泊客は当コテージに対し、その損害を賠償していただきます。

（管轄裁判所と準拠法）

第 18 条

当コテージと宿泊客との間の宿泊契約・それに付随・関連する契約等の当コテージの利用に関して生じた紛争は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的排他的な第一審の合意管轄裁判所とします。

（約款等の変更）

第 19 条

1. 当コテージは、以下の場合に、その裁量により、約款等を変更することができます。
 - (1) 約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款等の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当コテージは前項による約款等の変更にあたり、変更後の約款等の効力発生日の 2 週間前までに、約款等を変更する旨及び変更後の約款等の内容とその効力発生日を当コテージウェブサイト（URL <https://www.kinugawakogen-cc.jp/>）に掲示します。
3. 変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が宿泊契約の予約をしたときは、宿泊客は、約款等の変更に同意したものとみなします。

【別表第 1 違約金】

無連絡	当日	前日～2 日前	3 日前～7 日前
100%	80%	50%	20%

* 上記パーセントは宿泊料金に対する割合となります。